

第 1 2 章 要配慮者対策

本編第 2 編第 9 章「災害時要配慮者対策」を準用する。

第 1 3 章 緊急輸送活動

本編第 2 編第 1 0 章「緊急輸送活動」準用する。

第 1 4 章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画

本編第 2 編第 1 1 章「災害救援物資の確保、災害対策基金計画」を準用する。

第 1 5 章 ボランティア活動の環境整備

本編第 2 編第 1 2 章「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

第 1 6 章 施設、設備等の応急復旧体制

本編第 2 編第 1 3 章「施設、設備等の応急復旧体制」を準用する。